

各位

会 社 名 サンケイ化学株式会社  
 代 表 者 代表取締役社長 福谷 明  
 (コード番号 4995 福証)  
 問 合 せ 先 常務取締役総務本部長 福谷 理

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は平成 26 年 1 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「補欠監査役候補者選任の件」を平成 26 年 2 月 25 日開催予定の当社第 8 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものがあります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 (記載省略)</p> <p>② (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 (記載省略)</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>⑤ <u>補欠監査役の選任決議の定員数は、第 29 条の規定を準用する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終</u></p>

	了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることがないものとする。
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 2 月 25 日 (火)  
定款変更の効力発生日 平成 26 年 2 月 25 日 (火)

2. 補欠監査役候補者選任の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
福本 悟 (昭和 32 年 8 月 3 日)	昭和 60 年 7 月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 平成 7 年 2 月 きさらぎ法律事務所開設 現在に至る	—

(注) 1. 福本悟氏開設のきさらぎ法律事務所は、当社と顧問弁護士契約を締結しております。

2. 福本悟氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

3. 福本悟氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、弁護士として高度な専門的知識を当社の監査に反映して戴くことを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行して戴けると判断しております。

以上